

## 特別職の報酬等の状況

区分	給料月額等
給料	市長 818,100円 (909,000円)
	副市長 666,000円 (740,000円)
	教育長 589,500円 (655,000円)
報酬	議長 460,000円
	副議長 402,000円
	議員 370,000円
期末手当	市長 [令和3年度支給割合] 4.3月分
	副市長 [令和3年度支給割合] 3.25月分
	議員 [令和3年度支給割合] 3.25月分
退職手当	市長 減額措置後の給料月額×在職月数×0.565
	副市長 減額措置後の給料月額×在職月数×0.40
	教育長 減額措置後の給料月額×在職月数×0.25

※( )内は、給与等の減額措置を行う前の額です。

※退職手当は任期ごとに支給されます。

## 給与等の減額措置の状況

対象者	減額の内容
市長・副市長 教育長	給料、期末手当の10% (平成26年4月1日～)
病院事業管理者	給料、期末手当の10% (平成26年4月1日～)
水道事業管理者	給料、期末手当の10% (平成26年4月1日～)

## 退職手当

支給率	自己都合	定年前早期・死亡・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分

**[その他の加算措置]**  
定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)  
**[1人あたり平均支給額]**  
自己都合：10,926,000円  
定年前早期・死亡・定年：21,986,000円

※退職手当の1人あたり平均支給額は、令和3年度に退職した職員に支給された平均額です。(病院局、水道局を除く)

※金額は1,000円未満を端数処理しています。

## その他の手当

手当	内容および支給単価
扶養手当	配偶者 6,500円 配偶者以外の扶養親族 6,500円 子 10,000円 特定期間における加算 5,000円
通勤手当	<b>[公共交通機関利用]</b> 運賃相当額に応じて支給 最高限度額 55,000円 (月額) <b>[自動車等使用]</b> 通勤距離が片道2km以上から距離に応じて支給され、最高限度額は通勤距離が片道48km以上の場合で27,500円
住居手当	<b>[職員が自ら居住する借家・借間]</b> 家賃等の月額が22,000円以下の場合 家賃等の月額から11,000円を控除した額 家賃等の月額が22,000円超の場合 家賃等の月額から22,000円を控除した額の1/2に11,000円を加算した額 (最高限度額27,000円)
管理職手当	<b>[支給内容]</b> 課長級、次長級、部長級の職員に支給 課長級：32,300円、次長級：38,800円、部長級：43,700円
時間外勤務手当	<b>[支給内容]</b> 正規の勤務時間を超えて勤務した職員に対し、勤務1時間につき、給料の時間単価の25～75%増の額を支給
休日勤務手当	<b>[支給内容]</b> 祝日法による休日等または年末年始の休日等に、正規の勤務時間として勤務した職員に対し、勤務1時間につき、給料の時間単価の35%増の額を支給 (年末年始の休日は50%増)
宿日直手当	<b>[支給内容]</b> 宿日直勤務をした職員に対し、勤務の内容、時間に応じ4,200～21,000円を支給
管理職員特別勤務手当	<b>[支給内容]</b> 管理職手当の支給を受ける職員が、臨時または緊急の必要により週休日等に勤務した場合、勤務1回につき4,000～6,000円を支給 (6時間を超える勤務にあつては、150/100を乗じた額)